

「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案に関する御意見の募集（パブリックコメント）について」に対して寄せられた御意見について

令和5年7月20日
厚生労働省
保険局国民健康保険課

「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（案）」について、令和5年6月9日から同年7月8日まで御意見を募集したところ、1件の御意見をいただきました。

なお、今回の意見募集とは直接関係しないご意見を2件承っております

今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

御意見の概要	御意見に対する対応方針又は考え方
国民健康保険料は、所得の増額の修正申告を行った場合は年度の後半に高くなり、逆に所得の減額の修正申告の場合は年度後半の保険料が安く（場合によっては0円に）なります。また、4月・5月は保険料がない場合もあります。そのため、出産した月にかかっている保険料だとたまたま高い/安いの不平等が出てしまうため、年間の保険料のうち、ひと月に相当する分の保険料を軽減すべきだと思います。出産で軽減した後に所得の修正申告を行った場合もその保険料の変更に連動して軽減額も増減すべきではないかと思えます	減額する額の具体的な算定方法については、頂いたご意見も考慮して検討してまいります。